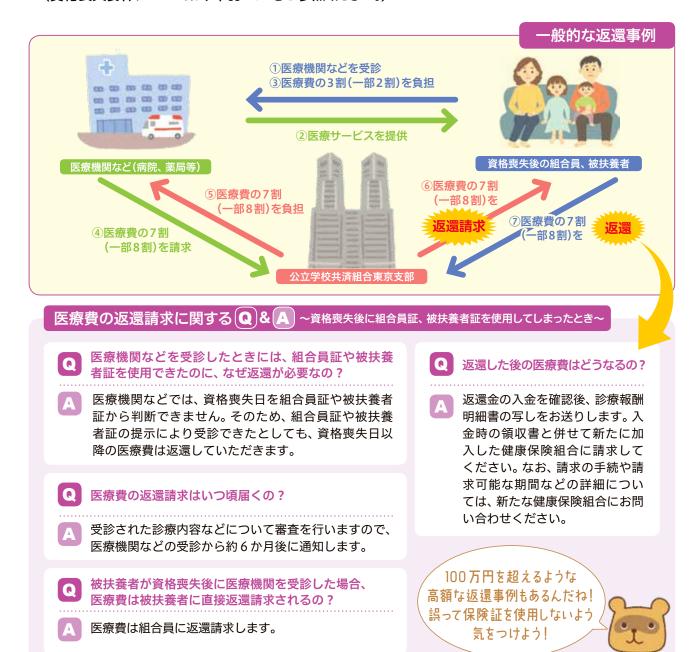
退職などによる資格喪失後は 保険証を使用しないでください

組合員、被扶養者の資格喪失手続後、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。 「新たな保険証がまだ手元にないから」と安易に使用してしまうケースもあります。資格喪失後は、組合員証 や被扶養者証を絶対に使用しないでください。

組合員証や被扶養者証を使用された場合は、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費の7割(一部 8割)と附加金などの給付金全額を一括返還していただきます。(図参照)

受診内容によっては、100万円を超えるような高額な返還金の事例もあります。

(資格喪失要件については、本誌P34をご参照ください。)



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

203-5320-6827